

## 入湯税の課税免除（学校教育関係）にかかる事務処理要領

入湯税の課税免除要件の一つとなっている「学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯」について、その具体的な範囲と事務処理手順を、下記のとおり定める。

### 課税免除対象となる「学校」の範囲について

学校教育法第1条に定める学校を対象とする。

具体的には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（いわゆる高専）が対象となる。専修学校（専門学校など）や各種学校などは対象外とする。

### 課税免除対象となる「学校教育活動」の範囲について

学校教育の一環として行われた教育活動全般とし、かつ、学校長または引率教員等が証明したもの（＝「活動内容等証明書」を提出したもの）を対象とする。ただし、次ページのとおり、一部については証明を要しないなどの例外を設ける。

学校教育の一環として行われた教育活動とは、小学校～高等専門学校にあっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものとし、大学にあっては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものとする。

具体的な活動内容は、以下のとおりである。

#### 【学校教育の一環としての教育活動の判断基準】

学校の種類 (学校教育法第1条に規定する、以下の学校に限る)	活動の区分	課税免除対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然体験活動、職場体験活動、修学旅行（遠足）など、校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等への参加、練習試合、合宿
大学	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、演習及び実技による授業
	学校行事（大学が主催する教育活動の一環としての各種行事）	入学式、入学オリエンテーション、卒業式、謝恩会
	課外活動（大学の規則にのっとり、所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動）	部・サークルの大会参加、練習試合（対外試合）、屋外活動、合宿

## 課税免除となる「対象者」の範囲について

学校教育活動に参加した児童・生徒・学生及び引率教員を対象とし、保護者などは対象としない。

## 「活動内容等証明書」の提出方法の例外について

証明書の提出方法についての例外は、以下のとおりとする。

- 1 下記の場合は、証明書の提出を不要とする。
  - ・修学旅行、入学式、入学オリエンテーション、卒業式の場合
  - ・中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する大会の場合
  - ・このほか、複数校が参加する大会・合宿で月岡温泉旅館協同組合が配宿する場合
- 2 下記の場合は、代表する学校の証明書のみでも構わないこととする。ただし、全参加校の学校名や学校ごとの人数が分かる資料の添付が必要。
  - ・複数校が参加する大会・合宿で、月岡温泉旅館協同組合が配宿しない場合（各旅館等が個別に受け付けるもの）
- 3 下記の場合は、主催団体による証明書の提出でも構わないこととする。ただし、参加者の学校名や学校ごとの人数が分かる資料の添付が必要。
  - ・新潟県サッカー連盟などの各競技団体が主催する大会・合宿で、月岡温泉旅館協同組合が配宿しない場合（各旅館等が個別に受け付けるもの）

## 事務処理手順 - 「活動内容等証明書」の提出について

「学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯」による課税免除を受けようとする場合は、原則として、別紙「活動内容等証明書」を提出しなければならないこととする（例外は上記のとおり）。また、手続きの流れは以下のとおりとする。

### 【手続きの流れ】

- ①課税免除を受けようとする者（学校）は、所定の証明書（※）に必要事項を記載する。
  - ※証明書の様式は、市ホームページでダウンロードできるようにするほか、旅館・ホテル等（特別徴収義務者）の受付にも備えるようにする。
- ②課税免除を受けようとする者（学校）は、当該証明書を旅館・ホテル等（特別徴収義務者）の受付に提出する。
- ③特別徴収義務者は、当該証明書の提出があった場合には、入湯税を課税免除する。
- ④特別徴収義務者は、新発田市入湯税条例第5条3項に規定する納入申告書を提出する際に、当該証明書の原本を添付する。また、当該証明書の写しをとり、同条例第8条1項に規定する帳簿といっしょに保管する。

## 「活動内容等証明書」の様式

別紙のとおりとする。

## 本要領の適用日

平成25年3月1日以降の入湯客から適用する。

## 想定される課税免除の範囲

### 【小学校～高等学校】

活動区分		主な活動内容	うち入湯行為の可能性があると想定される活動	
各教科		—	体験活動、見学などの学校外での学習	
道徳				
総合的な学習の時間				
外国語活動				
特別活動	学級活動	—	—	
	児童会活動	—	—	
	クラブ活動	—	部活動をクラブ活動に位置付けている場合、大会等の参加、野外活動、合宿	
	学校行事	儀式的行事	入学式、オリエンテーション、卒業式	私立学校においては、左記の活動が学外で実施されることも考えられる
		文化的行事	文化祭、学芸祭、音楽(合唱)コンクール	音楽(合唱)コンクール
		健康安全・体育的行事	体育祭	—
		遠足・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行	遠足、修学旅行
		勤労生産・奉仕的行事	職業体験、ボランティア活動	—
	部活動、そのほかの課外学習		大会・コンクール、練習試合、野外活動、合宿	大会・コンクール、練習試合、野外活動、合宿

### 【大学】

活動区分	内容	うち入湯行為の可能性があると想定される活動
正課	講義、実験、実習、演習または実技による授業	校外での活動
学校行事	大学が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種行事	入学式、オリエンテーション、卒業式、謝恩会
課外活動	大学の規則にのっとった所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動	部・サークルの大会参加、練習試合(対外試合)、屋外活動、合宿

## 活動内容等証明書（新発田市入湯税課税免除用）

年 月 日

〔あて先〕 新発田市長（入湯施設経由）

学校名（または競技団体名）

学校（競技団体）の所在地

校長（学長）または引率教員の氏名

（競技団体の場合は代表者の氏名）

以下の者は学校教育法第1条に規定する学校の児童・生徒・学生または引率教員であり、以下の活動内容が学校教育の一環として行われることを証明します。

施設利用期間		年 月 日 ～ 年 月 日
活動内容	種 類	<input type="checkbox"/> 教育課程(正課) <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	団 体 名	
	行 事 名	
	行事開催地	
課税免除を受けようとする入湯者数（児童・生徒・学生と引率教員）		12歳以上の者の人数 人 ※課税免除となるのは、児童・生徒・学生と引率教員のみです。保護者等を含めないでください。  (12歳未満の者の人数 人)
利用施設(旅館等)の名称		

※この証明書は、12歳以上の方が新発田市入湯税条例第3条第1項第3号（裏面参照）の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。必要事項を記入の上、**旅館等の利用施設（入湯税特別徴収義務者）**に提出してください。なお、12歳未満の方は、同条項第1号によって課税免除されます（児童全員が12歳未満の場合は、本証明書の提出は必要ありません）。

※この証明書の提出がない場合は、入湯税が課税されます。

※課税免除の対象となる具体的な活動の範囲については、裏面をご覧ください。

## 【裏面】 -活動内容等証明書（新発田市入湯税課税免除用）

### ■入湯税の課税免除の範囲

新発田市入湯税条例

第3条 次の各号に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校教育上の見地から行われる行事の場合における入湯
- (4) 新潟県立紫雲寺記念公園屋内運動施設において入湯する者
- (5) その他市長が特に認める者

※上記第3号の課税免除を受けようとする場合は、所定の証明書（本証明書）の提出が必要となる場合があります。

### ■課税免除となる学校教育活動の範囲

学校教育法第1条に規定する学校が、学校教育の一環として行った教育活動全般とし、かつ、本証明書により学校長（学長）が証明したものを課税免除の対象とします。具体的な判断基準は、以下のとおりです。

学校の種類 (学校教育法第1条に規定する、以下の学校に限る)	活動の区分	課税免除対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（※1）	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然体験活動、職場体験活動、修学旅行（遠足）など、校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等への参加、練習試合、合宿
大学（※2）	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、演習及び実技による授業
	学校行事(大学が主催する教育活動の一環としての各種行事)	入学式、入学オリエンテーション、卒業式、謝恩会
	課外活動(大学の規則にのっとりた所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動)	部・サークルの大会参加、練習試合（対外試合）、屋外活動、合宿

※1 小学校～高等専門学校にあっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものが対象です。

※2 大学にあっては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものが対象です。